

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)【令和6年(2024年)4月1日改定分】

1 加算・減算

【新設】…算定要件を満たす場合は、届出してください。

【要件変更】…算定要件が変更されていますので、すでに算定している場合も、改めて届出してください。

項目	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 【新設】	*令和6年4月中の適用はありませんが、基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となりますので、4月1日から満たせるように整備してください。 (虐待の防止)【準用】*国の基準(参考) 第三十七条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画策定の有無 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 【新設】	*令和6年4月中の適用はありませんが、基準を満たさない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間は減算となります。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用されませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。
看取り連携体制加算 (短期入所生活介護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13)
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11) <input type="checkbox"/> 歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)
認知症専門ケア加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 【要件変更】	<input type="checkbox"/> 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) <input type="checkbox"/> 認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護指導者養成研修修了証の写し
生産性向上推進体制加算 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) 【新設】	<input type="checkbox"/> 生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28) *「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。

2 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001老老発0317001)

★改定がない加算等に変更がある場合は、従来通りの必要書類を添えて提出してください。